

第3章

ともに支えあい、安心、
安全に暮らせるまちづくり

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第1項 地域福祉の充実

■現状と課題

少子高齢化の進行、核家族化、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加などが進む中で、家庭や地域での相互扶助機能を発揮する機会が減少し、地域全体の連帯感が希薄化していることが懸念されています。

本町においても、若年層を中心とした人口流出により地域社会の構成員が減少し、地域の担い手が大幅に減少する中で、日常生活における支え合いや冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になるなど、地域社会の維持さえ難しくなる状況が予測されます。

また、生活保護世帯やひとり親家庭世帯は5年前と比較して横ばいの状態にありますが、就労・住まいの確保・医療費助成など、自立支援のための各種施策の充実が求められています。

本町では、第2期地域福祉計画(平成23～27年度)の構築により、*3層からなる「地域福祉圏域」を設定し、各種施策を進め、「*自助・*互助」、「*地域の共助」、「*公助」の3段階で町民・事業者・行政のそれぞれが役割を果たし、地域密着型介護サービス基盤整備を推進してきました。

これまで、在宅福祉ネットワーク実施自治会も拡大し、安否確認・除雪・*サロン活動など、町民同士の助け合い・支え合い活動を展開しています。また、平成18年3月「*福祉でまちづくり宣言」以降、「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点に置き換え、福祉教育・地域福祉活動の推進を図っており、毎年「宣言記念事業」を開催するなど、今後も継続的な活動が求められています。

さらに、平成25年3月には、社会福祉協議会内に「あんしんサポートセンター」を設置し、日常生活支援や権利擁護に関する事業の充実と強化、利用者の状態に応じて切れ目のないサービス提供体制を構築しました。また、自治会との連携による、「災害時要援護者」の把握、個別避難支援計画の策定、個人情報(要援護者情報)の共有を進めています。

今後も引き続き、「あんしんサポーター養成事業」など、地域福祉推進のための人材育成や担い手の確保、自治会活動と連携を図った民生委員活動の充実さらに地域活動・ボランティア活動の拠点施設として整備を図った共生型交流拠点施設の活用促進など、地域福祉活動を推進する社会福祉協議会に対する支援や連携強化が必要です。

特に、生活困窮者自立支援に向けた取り組みについては、総合相談支援や日常生活支援、権利擁護の推進等、地域福祉施策をはじめとする既存施策との連携や、地域や社会福祉事業者と行政など関係機関における情報・課題の共有、連携の強化を更に推進し、自立支援に向けた体制を構築していかなければなりません。

■基本方針

本町の地域福祉施策は、5年を1期とする「地域福祉計画」(第3期は平成28～32年度)の基本理念である「地域のきずなと交流ネットワークを育み誰もが安心して心やすらかに暮らす 本別」を実現するため、また、「福祉でまちづくり」を推進するために必要な「自助、(互助)共助、公助」という考え方を町民・事業者・行政の3者が互いに理解し合い、それぞれの努力と適切な役割分担による「協働」事業の拡大に取り組み、計画の推進を図ります。

また、計画の評価・見直しは「*本別町健康長寿のまちづくり会議」(地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の附属機関)の審議により行います。

■施策の体系(主な施策・事業)

地域福祉の充実

- (1) 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり
 - ① 情報提供・総合相談体制の充実
 - ② 権利擁護体制(虐待防止・後見制度)の充実
 - ③ 生活困窮者支援など新たな課題への対応
- (2) 安全で安心して暮らせるまちづくり
 - ① 福祉サービス基盤整備の推進
 - ② 日常生活(自立生活)支援サービスの充実

③居住福祉の充実

(3) 地域ですべての人を包み支え合うしくみづくり

- ①「福祉でまちづくり」の意識高揚と人づくり
- ②ふれあいとつながり・安心のある地域づくり
- ③「福祉でまちづくり」の推進体制づくり

- ※ 3層からなる「地域福祉圏域」＝地域福祉を推進するために重層的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた福祉活動を推進している。(一次福祉圏域⇒家族、自治会など日常生活の基礎的な圏域、二次福祉圏域⇒中学校区・中核的な圏域、三次福祉圏域⇒全町的な圏域)
- ※ 自助＝自らの努力でなすこと。
- ※ 互助＝自助での対応が困難な事について、家族、近隣者等が互いに助け合うこと。
- ※ 地域の共助＝互助での対応が困難な事について、地域の中で協力し助け合うこと。
- ※ 公助＝行政等が公的援助を提供すること。
- ※ 扶助＝力添えをして助けること。
- ※ サロン活動＝地域住民同士が身近な集会施設等で定期的にふれあい、交流できる場・活動。
- ※ 福祉でまちづくり宣言＝「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点で捉え、地域全体で福祉を推進するため、町民組織による実行委員会が中心となり、平成 18 年3月に制定。
- ※ 本別町健康長寿のまちづくり会議＝高齢者や障がいのある方が健康で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、保健福祉施策への町民の参加を定めた「健康長寿のまちづくり条例」(町民主導による本町初の条例)に基づく組織。平成 13 年に設置。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第2項 子育て環境の整備

■現状と課題

全国的な少子化に歯止めがかからない中、女性の社会進出や就労形態の変化などによって、子育て環境も大きく変化しています。次代の担い手である子どもが、個性豊かな人間性を持って健やかに育つため、家庭での子育て力の向上とともに、地域における子育てへの関心と理解を高めながら、子育て家庭を支え合うことのできる体制づくりを進めていく必要があります。

このため、家庭や地域、行政の連携による保育サービスの充実など、子どもを安心して健やかに生み育てることのできる環境づくりと総合的な子育て支援策を進め、家庭や地域での養育力の向上を図っていかねばなりません。

本町においても少子化傾向が続いており、子どもを生み育てやすい環境の整備が喫緊の課題です。引き続き子どもたちの保健向上、児童福祉の増進のため、必要な事業を継続していく必要があります。

■基本方針

家庭や地域における子育て力を高めるため、町民ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実や子育て支援策を進めるとともに、地域や関係機関との連携を密にし、子どもたちの安全で健全な居場所の確保など「*未来にひろがる まめっ子すくすく計画(本別町子ども・子育て支援事業計画)」の取り組みを推進します。

すべての子育て世帯が子どもを生み育てやすい環境の整備を目指し、本別町子ども・子育て会議等の意見を反映しながら、さまざまな取り組みを進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

子育て環境の整備

- (1)子育て支援体制の充実
 - ①*利用者支援事業の充実
 - ②*地域子育て支援拠点事業の充実
- (2)子育てを支援する人材・団体の育成
 - ①すきやき隊の育成・支援
 - ②子育てサークルの育成・支援
- (3)保育サービスの充実
 - ①地域のニーズに応じた保育事業の運営・充実
 - ②保育士の人材確保と資質の向上
 - ③町の特色を生かした保育体系の確立
 - ④保育環境の充実
- (4)仕事と子育ての両立支援
 - ①子育て支援のための職場環境整備の啓発
 - ②延長保育事業の推進
 - ③病児保育事業の推進
 - ④*幼保連携型認定こども園の整備推進
- (5)児童虐待防止対策の充実
 - ①要保護児童対策地域協議会の充実
 - ②関係機関による一元的対応の推進
- (6)支援を必要とする子どもへの療育の充実
 - ①発達支援センターの充実
 - ②早期発見と適切な医療・相談体制の充実
 - ③保護者の不安を軽減する相談体制の充実
- (7)児童健全育成活動の充実
 - ①放課後児童対策の充実(児童館・学童保育所等の運営)

- ②中高生の居場所づくりの推進
 - ③地域活動への参加促進
 - ④子ども会活動の充実
- (8)乳幼児等医療費の助成・拡大

- ※ 未来にひろがる まめっ子すくすく計画(本別町子ども・子育て支援事業計画)＝将来の子育てに対するニーズを推計し、本別町が今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定めたもの。(計画期間＝平成 27 年度～平成 31 年度)
- ※ 利用者支援事業＝子育て家庭に対し、ニーズに応じたサービス情報の提供や、相談に応じる総合的な窓口。
- ※ 地域子育て支援拠点＝地域の身近なところで気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所。
- ※ 幼保連携型認定こども園＝保護者の就労状況等により利用が制限されることなく、幼児期の学校教育と保育を受けることができる施設。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第3項 高齢者福祉、介護保険事業の充実

■現状と課題

平成 27 年9月末現在、本町の高齢者人口は 2,848 人、高齢化率は 37.6%であり、町民の3人に1人が高齢者となっています。推計における高齢者数は、平成 29 年度の 2,882 人をピークに緩やかな減少傾向に転じますが、高齢化率は人口減少に伴い平成 32 年度には 40%に達し、平成 37 年度には 43.6%になることが予測されます。

また、高齢者のいる世帯は総世帯数の 53%、高齢者単身及び夫婦世帯においても総世帯数の 40%を占めている現状にあり、要介護認定者数についても、80 歳以上の人口増に伴い、現在の 475 人から平成 37 年度には 550 人に達することが見込まれ、特に、高齢者単身世帯及び認知症高齢者の急増が見込まれます。さらに、現在の介護給付費は約8億5千万円ですが、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加するものと推計しています。

本町は、「本別ならではの住まいの場を確保する」、「本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する」、「住み慣れた本別で安心して生活する」、「介護保険サービスを安定して提供する」を基本目標に、第6期銀河福祉タウン計画(高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画)の推進や各種施策を展開していますが、今後もこれらの施策の充実・強化が必要です。

また、「団塊の世代」が 75 歳以上になり、介護を必要とする人が増加する「2025 年」を見据えた中で、夢や生きがいを持ちながら生涯現役で生活することを基本に、ひとり暮らしや認知症、要介護状態になっても、住み慣れたこのまちで生活を継続できる高齢者が今以上に増えることを目指し、「介護予防」を重視した施策の充実に引き続き取り組むことが重要です。

介護保険制度の見直しにより、介護予防給付の内「訪問介護」「通所介護」が「新しい総合事業」に移行されていることから、円滑な運用及び体制整備の充実に努めます。

さらに、介護や介助が必要になった時の暮らし方として約 50%の人が「できるだけ自宅で暮らしたい」と考えており、現在の住居に住み続けたいと考えていることから、医療・介護・住まい・日常生活支援(見守り・買い物支援・移動手段)など、地域全体を包括するケア体制の構築が最重要課題であり、また、高齢者住宅や空き家の有効活用など本別ならではの住まいの場の確保についても整備を進めていく必要があります。

現在、自宅での生活を希望する高齢者が増える一方、自宅での介護や将来に対する不安を抱える高齢者・家族からは施設サービスへの期待・役割も求められており、町特別養護老人ホームの建替えによる施設の整備、また、介護人材の確保と質の高いサービス提供やサービスの在り方についての研修を実施し、質の向上と本人・家族そして地域との交流を図り、より信頼される施設づくりを目指しております。

しかし、介護老人福祉(保健)施設などの施設サービスの利用増加は、介護保険料上昇の大きな要因となることから、現状の施設サービス供給量を維持しながら、小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする在宅生活を重視した 24 時間 365 日のサービス提供体制の充実が求められております。

■基本方針

本町の高齢者福祉・介護保険事業施策は、3年を1期とする「銀河福祉タウン計画」(第6期は平成 27~29 年度)の推進とともに、高齢者自らが、「ほんべつ」を支える積極的な役割を果たし、このまちの主人公として、いつまでも自分らしく安心していきいきと暮らし続けることのできる「ほんべつ」の実現を目指します。

また、計画の評価・見直しは「本別町健康長寿のまちづくり会議」(地方自治法第 138 条の4第3項に規定する町長の附属機関)の審議により行います。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 高齢者福祉、介護保険事業の充実
- (1)本別ならではの住まいの場の確保
 - ①住まいの場としての特別養護老人ホーム、高齢者向け住宅の整備
 - ②高齢者の住まいに関する相談体制の整備

- (2)本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍できる体制づくり
 - ①健康づくり・生きがいつくりの推進
 - ②社会参加による生活支援や介護予防の推進
- (3)住み慣れた本別で安心して生活するための支援
 - ①ひとり暮らしを支える見守り・生活支援
 - ②認知症への理解づくり
 - ③地域での支え合いの推進
- (4)介護サービスの安定した提供
 - ①介護人材の確保とサービスの質の向上
 - ②介護に関する情報の提供
 - ③低所得者への対応

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第4項 障がい者福祉の充実

■現状と課題

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として個々の力量を発揮し、充実した生活が送れる社会を築くことが求められています。

障がい者施策は、平成15年度に支援費制度に変わり、障がい者自らが希望する福祉サービスが受けやすいものになりました。

平成18年に障害者自立支援法が施行、平成25年4月1日より障害者総合支援法の施行により難病患者への支援、地域生活支援事業等が実施されました。さらには平成26年4月1日には障害者支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

町では、これらの状況に対応するため第5期障がい者保健福祉計画と第4期障がい福祉計画(平成27年度から平成29年度)を進めながら、生涯サポートシステム構築に向けた総合相談体制の整備、計画相談支援事業所や福祉就労の場の創設、チャレンジ雇用の実施など、地域で暮らす全ての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざした整備を図ってきました。

今後も増加が見込まれる障害福祉サービス利用者への支援体制の充実や障がいのある人の高齢化への対応、*難病患者や*発達障がいのある人への支援のあり方などの諸課題について、それぞれのライフステージに応じた一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野において連携する体制を強めていかなければなりません。

■基本方針

本町の障がい者施策については3年を1期とする「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画」のさらなる推進と、*ノーマライゼーション理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに尊重しあいながら、ともに働き、ともに生きる社会、誰もが活躍できる環境、すなわち「自立と共生の地域社会」づくりを目指します。

地域での在宅生活・自立生活支援の充実を図るとともに、関係機関・団体や企業、ボランティア団体、*NPOなど、地域を構成するさまざまな客体が担っていくべき役割分担の方向を共有し、障がい者保健福祉を推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

障がい者福祉の充実

- (1)共に支えあう地域づくりの推進
 - ①情報の発信と啓発活動の推進
 - ②啓発活動の充実
 - ③福祉に関する教育の推進
 - ④社会参加の促進
 - ⑤町民参加の推進
 - ⑥自立支援協議会の再編成
- (2)地域でいきいき生活できる社会の実現
 - ①相談・マネジメント体制の充実
 - ②権利擁護の推進
 - ③生活を支えるために必要なサービスの確保と充実
 - ④療育の充実
 - ⑤保健・医療の充実
- (3)主体性・自立性の確立
 - ①就労支援体制の充実
 - ②多様な就労の場の確保
 - ③企業などへの理解の促進
- (4)すべての人にやさしいまちづくりの推進

- ①福祉環境の整備推進
- ②住環境の整備
- ③交通機関・移動支援の充実
- ④防災体制の充実

- ※ 難病＝原因不明で治療方法が未確立であって、かつ後遺症を残すおそれの少なくない疾患。
- ※ 発達障がい＝先天的な様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。
- ※ ノーマライゼーション＝高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。
- ※ NPO＝民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第5項 ひとり親家庭福祉の充実

■現状と課題

少子高齢化、核家族化の進行など、子どもや家庭を取り巻く環境は変化しており、家庭・地域における子育て機能のあり方が変遷していることに加え、子育てに対する不安や負担感の増大が問題となっています。

とりわけひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担っているため、その経済的・精神的負担は一層大きくなっており、地域におけるサポート体制の充実が求められています。

特に母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断したりしていたこと等により、就職又は再就職に困難を伴うことが多く見受けられます。雇用形態についても、依然として正規雇用の比率が低く、パート・アルバイトといった不安定な雇用条件で就業している割合が高くなっており、母子家庭の平均収入が一般家庭と比べて低い要因のひとつとなっています。

また、ひとり親家庭で養育される子どもが受ける精神面での影響や進学のみなど、子どもの成長過程において生じる諸問題についての十分な配慮も必要です。

ひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、引き続き国・北海道・関係団体と連携し、ひとり親家庭等の自立促進を支援するための施策を進めなければなりません。

■基本方針

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという考え方から、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営み、子どもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりを目指します。

ひとり親家庭に対し、きめ細かな子育て・生活支援サービスと就業支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、自らその能力を発揮して生活できるよう、社会全体でサポートしていく仕組みづくりを目指します。

■施策の体系(主な施策・事業)

- ひとり親家庭福祉の充実
- (1)子育て支援策の充実
 - ①教育、保育施設利用時の利用者負担の軽減
 - (2)ひとり親家庭への支援
 - ①ひとり親家庭等医療費助成
 - ②就学(修学)支援
 - ③母子寡婦福祉資金貸付事業
 - ④児童扶養手当
 - ⑤相談支援体制の充実

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第6項 社会保障の充実

■現状と課題

高齢化の進展、医療技術の高度化等により、国民総医療費は年々上昇し、医療制度改革が大きな課題となっています。

本町の*国民健康保険においては、景気の低迷に伴う雇用期間の短縮、季節雇用者の所得の減少、高齢者や年金生活者など低所得者世帯の増加により、医療費の上昇や保険税収入の減少で、事業運営は極めて厳しい状況となっています。

このようなことから、国民健康保険運営は、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなりました。市町村はこれまで同様、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

北海道の*後期高齢者医療制度は、平成 20 年4月から北海道後期高齢者医療広域連合が主体となり運営しています。制度開始以降、改正をしつつも、十分定着しており、今後も現行制度を基本としながら、実施状況を踏まえ見直しに向けた検討を行うこととなっています。

一方、国民年金は、老後の所得保障という重要な役割を果たすことから、全市民の受給権確保に向けた広報活動などの取り組みを進めています。少子高齢化が急速に進展し、加入者の減少が続くことから、年金財政の持続可能性が危ぶまれ、多くの国民が制度への不安を抱えている状況にあります。今後も確実な制度運用を求めるなかで、無年金者の発生を防ぐための啓発活動に取り組んでいかなければなりません。

■基本方針

町民が安心して暮らし続けるために、きめ細かい国民健康保険事業の運営を図る必要があります。疾病を早期に発見し重症化を防ぐとともに被保険者の健康意識の高揚を図るため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施します。

保健・医療連携のもと、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図ります。さらに、国民健康保険特別会計の安定した運営と事務の効率化に努めます。

現行の後期高齢者医療制度の円滑な運営を進めるとともに、町民への制度の周知に努めます。

国民年金制度の趣旨普及に努め、未納者の納付意識の向上や納付困難者に保険料免除・納付猶予制度などの利用を促し、年金受給資格の確保に努めます。さらに、関係機関と連携を密にし、年金納付状況の確認など、相談体制の充実に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 社会保障の充実 | (1)国民健康保険制度の安定的な運営及び都道府県化への円滑な移行 |
| | (2)後期高齢者医療制度の普及・啓発 |
| | (3)国民年金制度の趣旨普及、加入促進 |

※ 国民健康保険＝健康保険法などの適用を受けない一般国民を対象とし、その傷病・出産・死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする医療保険。

※ 後期高齢者医療制度＝国内に住む 75 歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者(65～74 歳)で障害のある者を対象とする、他の健康保険とは独立した日本の医療保険制度。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第2節 心身ともに健やかな地域づくり

第1項 健康づくりの推進

■現状と課題

少子高齢化、核家族化、社会生活環境の変化により、子育てや健康づくりを取り巻く環境は多様化しています。

子育てをめぐる課題では、親自身が乳幼児とかかわる機会が少ないことによる育児不安や、身近に育児支援が得られる環境にない場合もあり、育児が孤立化することなど親自身の*コミュニケーション能力不足などの課題も多くあります。その結果、育児ストレスが増加し虐待につながることもあり、子どもが健やかに生まれ育つ母子保健の充実が不可欠となっています。

成人期・高齢期には*生活習慣病によるさまざまな疾病や障がいが増えており、特定健診やがん検診などの受診率の向上が喫緊の課題です。また、認知症や生活機能低下によって介護が必要な状態の高齢者も増加しており、関係機関・団体と連携を図りながらの対策が重要となっています。

さらに、最近ではストレスによるこころの不調や障がいを起因とする社会生活への不適応、うつや心身症などの健康問題が増加しており、こころの病や孤立などから自ら死を選ぶ人も少なくはなく、これらの課題に応じた*メンタルヘルス対策が求められています。

町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康的な生活習慣を身につけ、自分にあった健康づくりができるように支援していくことが必要です。

■基本方針

健康で安心して暮らせることは、町民すべての願いです。赤ちゃんからお年寄りまで生涯を通じた健康づくりを進めるため、保健・医療・福祉の連携強化を図り、各種健診及び保健指導や相談体制を充実します。また、健康に対する意識の醸成を図り、一人ひとりが健康づくりに取り組めるような体制を確立します。

子育て世代への支援として、コミュニケーション能力の向上を図るリフレッシュ講座や、家族間の絆を深めるためのたまご教室などを実施するとともに、学校での生(性)教育など思春期保健活動の強化を図ります。また、乳幼児の健診や各種相談事業で個別支援を行うほか、関係機関とも連携し、親子に対する子育て支援の充実に努めます。

生活習慣病や感染症予防については、正しい情報を習得し予防活動を展開できるような体制整備を図るとともに、介護予防に資するための対象者の把握や介護予防事業の充実に努めます。

さらに、現代社会においてはいたるところにストレスの原因が渦巻いています。過剰なストレスを上手にコントロールし、心身の病気に陥らないようメンタルヘルスの普及啓発活動を続けるとともに、相談業務の充実に努めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

健康づくりの推進

(1)母子保健対策の推進

- ①妊娠期・乳幼児期の保健活動の充実
- ②障がい児・子育て支援対策の充実
- ③思春期保健活動の充実
- ④子育て支援医療給付

(2)成人保健対策の推進

- ①健康教育・健康相談・健康指導の充実
- ②特定健診・がん検診等の充実
- ③メンタルヘルス対策の充実

(3)感染症予防対策の推進

- ①乳幼児・学童の予防接種事業の充実
- ②高齢者の予防接種事業の充実
- ③エキノコックス症対策等の充実

(4)国民健康保険事業(健康管理センターによる健康管理事業)

- ①各種健康教育・健康指導事業・健康相談事業の推進
- ②健康組織育成事業
- ③認知症予防教室等の開催

- ※ コミュニケーション能力＝社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うことができる能力。
- ※ 生活習慣病＝心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。
- ※ メンタルヘルス＝心の健康。精神にかかわる健康のこと。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第2節 心身ともに健やかな地域づくり

第2項 医療体制の充実

■現状と課題

高齢社会の進展と生活習慣病など疾病構造の変貌により医療需要はますます増大し、質的にも一層多様化、高度化してきています。

健康で心豊かに暮らせることは、町民すべての願いであり、安心して生活できる医療環境の整備が強く望まれています。

本町を含む十勝東北部圏域は、過疎化が著しく、圏域だけで近年の高度化する医療を完結することは困難であり、*二次医療圏の帯広市周辺に依存せざるを得ない状況となっています。

自治体病院の広域化については、北海道主導による「十勝自治体病院等広域化・連携検討会議」が設置されましたが、具体的な進展はない状況となっています。これらの動向を踏まえつつ、管内7自治体病院で実施している医薬品の共同購入を継続し、さらに高度医療機器の共同利用など周辺町との*病・病連携、町内診療所等との*病・診連携を推進する必要があります。

また、重篤患者に対する医療として、帯広市周辺の二次医療機関、地域センター病院との連携の強化も重要となっています。

地域の基幹病院としての国保病院は、本別町と上浦幌地区を診療圏域とする一次医療圏で内科、外科の初期診療、慢性疾患治療、理学療法、救急医療、訪問診察のほか、耳鼻咽喉科、眼科、小児科、精神科、整形外科、脳神経外科などの専門外来、人工透析などの広域医療、人間ドック、町民ドックなどの公衆衛生活動の充実を図り、*MRIなど周辺地域にはない高度医療機器を整備し、地域医療に大きな役割を果たしています。

平成12年4月の新病院建設時に購入した機器は、耐用年数に到達し更新期を迎えており、機器の使用状況を勘案しながら計画的、効率的に更新していく必要があります。

国保病院は、一次医療圏の初期救急を担う、入院設備を整えた町内唯一の病院として機能の充実を進めていますが、地域に開かれた信頼される、町民のかかりつけ病院として、町民の受診率の向上を図る必要があります。医師や看護師、医療従事者の確保は大変重要な課題であり、大学や関係機関との連携を強化することはもちろん、インターネットや新聞、情報誌を活用するなど多様な方法により、独自に人材確保に努める必要があります。

また、医療制度改革による医療費（診療報酬）抑制傾向、診療圏域人口減少による患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は厳しく、より一層の病院財政の健全化が求められています。

■基本方針

平成21年2月策定の「本別町国民健康保険病院中・長期計画」を推進し、町民がいつでも安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療の提供に努めます。

医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保と資質の向上を図り信頼される病院づくりを目指します。

周辺町との病・病連携、町内の診療所等との病・診連携、さらに、保健・福祉関係機関と連携し、より良い医療サービスの提供に努め、医療ニーズの多様化や疾病構造の変化に対応できる医療体制の充実を図ります。

- ※ 二次医療圏＝病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと、本別町は帯広十勝を1つの二次医療圏としている。
- ※ 病・病連携＝病院と病院の連携。
- ※ 病・診連携＝病院と診療所の連携。
- ※ MRI＝磁気を利用して体内を縦横に撮影できる医療機器。

■ 施策の体系(主な施策・事業)

医療体制の充実

- (1) 広域医療ネットワークの整備充実
 - ① 帯広圏の二次医療圏病院、地域センター病院との連携強化
 - ② 周辺町との病・病連携の強化
 - ③ 町内診療所、歯科医院等との病・診連携の強化
 - ④ 公立病院の連携による薬品共同購入の推進
- (2) *プライマリーヘルスケアの充実
 - ① 患者の立場に立った、総合的な包括医療の推進
 - ② 町民の「*かかりつけ病院」としての機能の充実
 - ③ 町民に信頼される病院づくりの推進
 - ④ 町民が病院運営に参画する活動を通じた、地域に開かれた病院の確立
 - ⑤ 寝たきり老人訪問診察、在宅医療の強化
- (3) 予防医療の充実・高齢者医療の充実
 - ① 人間ドック、町民ドック、脳ドック等の総合健診体制の充実
 - ② 生活習慣病予防のための生活指導、栄養指導の強化
 - ③ 保健・医療・福祉が連携した認知症早期発見・予防対策の推進
- (4) 地区センター病院としての機能の充実
 - ① MRI等高度診断装置の効率的活用
 - ② 人工透析、精神科など広域医療の充実
 - ③ 眼科診療体制の充実
 - ④ 町民のニーズに合わせた専門診療科の開設
 - ⑤ 病院財政の健全化の推進
- (5) 医療従事者の安定確保
 - ① 関係機関との連携強化による、医療スタッフの確保
 - ② 研究・研修の強化による、信頼される医療スタッフ・医療体制の構築
- (6) 救急医療の充実
 - ① 救急告示病院としての医療スタッフの待機体制・機器の整備などの機能の充実
 - ② *二次・三次救急病院との連携強化、情報伝達の迅速化の推進

※ プライマリーヘルスケア＝医療の原点に立ち戻り、社会正義の立場から今後の保健医療はいかにあるべきかを考え、それを実践しようとする理念と活動。

※ かかりつけ病院＝病気になったとき、真っ先に相談できる地域の病院のこと。

※ 二次・三次救急病院＝二次救急とは、緊急に入院治療の必要なもの。三次救急とは、特に高度で専門的な緊急治療を要するもの。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第1項 防災対策の強化

■現状と課題

町民の生命と財産を災害から守り、安心して生活できる環境づくりを進めることは、重要な使命であり大きな課題の一つでもあります。

頻発する災害に的確に対応するためには、防災対策や町民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていくことがより一層重要であり、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導など災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を進める必要があります。また、町民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識向上や自主防災組織などの育成、組織化の推進とともに、多くの町民参加による防災訓練、防災思想の徹底などを図る必要があります。

また、近年多発する*ゲリラ豪雨などの異常気象による土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)は、過去に未発生の地区でも発生しています。本町でも土砂災害防止法の基本調査により土砂災害が発生するおそれがある土地として「*土砂災害警戒区域」と「*土砂災害特別警戒区域」が示され、土砂災害防止法による区域指定と避難体制等の整備を推進しなければなりません。

町民が災害に対して迅速な対応ができるよう、防災行政無線などを活用しての適正な情報提供や地域防災計画に基づく災害対応に努めていますが、防災無線のデジタル化が国の方針として示されたことから、平成9年度更新整備された町防災行政無線及び*北海道総合行政情報ネットワークのデジタル化が必要です。

■基本方針

風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対して、町民の生命と財産などを守り、災害に強いまちづくりを実現するため、交通・通信機能(防災無線等のデジタル化)の強化、国土保全事業及び市街地開発事業などによる災害に強いまちの形成、並びに施設のライフライン機能の安全性を確保し、*ハザードマップの活用による迅速・的確な避難、災害の予防及び町民の安心・安全の確保と災害の軽減を図るため、安全対策の充実を図ります。

災害発生時の応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速に行うための体制を整備し、防災活動を促進するため、町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、要支援者の避難支援プラン、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進を図ります。

また、避難場所や食料、防災資機材の備蓄等の整備を進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

防災対策の強化

(1)地域防災体制の強化

- ①交通・通信(防災無線のデジタル化)・ライフライン機能の強化
- ②河川、危険箇所対策などの基盤整備
- ③食料・防災資機材の備蓄整備

(2)防災意識の高揚

- ①自主防災組織の育成、防災訓練の実施
- ②防災計画・マニュアルの定期的な点検
- ③河川、土砂災害危険箇所のハザードマップの活用による避難体制確保

※ ゲリラ豪雨＝ゲリラの奇襲攻撃のように全く予期しない時間、場所に突然豪雨が襲う現象。

※ 土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)＝急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※ 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)＝急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※ 北海道総合行政情報ネットワーク＝災害時の通信手段として整備されたシステム。このネットワークは、北海道庁、各振興局及び市町村を地上系と衛星系の2つの通信ルートで結び、電話やファクシミリをはじめ、画像伝送など多様な行政情報の通信手段として活用されています。

※ ハザードマップ＝災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第2項 消防、救急、水防体制の強化

■現状と課題

過疎化や少子高齢化、複雑多様化する災害、疾病構造の変化に加え、*広域消防組織が発足されるなど消防防災体制への取り組み方が大きく変化している中、「町民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを続けることができる」体制づくりを積極的に進めていく必要があり、さらに消防車両や消防施設などは年次計画により、更新、増強を図る必要があります。

消防救急のデジタル無線化及び119番受信の1本化をはじめとする*高機能指令センターの整備により、火災、救急等の出動も直近署所からの出動となり、一部地域では現場到着時間の短縮が可能となりました。しかし、救急業務については、交通事故や高齢化に伴う急病などによる出動が増加傾向にあり、また高速道路の開通に伴う大規模な交通事故も懸念され、応急措置の拡大や救急救命士の育成など、業務の高度化が求められており、救急体制の一層の充実を図っていく必要があります。

災害の複雑多様化により、火災等原因調査、防火対象物・危険物施設の違反是正などの消防業務も広範囲にわたる中、消防団員の確保も難しく、魅力ある消防団づくりを進めるためにも、各種専門的な知識の習得や研修、訓練の強化などが課題となっています。また、町民の高齢化が進み、災害時の町民相互の助け合いに支障をきたすのではないかと懸念も生じており、高齢化を見据えた防火、防災対策が必要です。

水防については、近年ゲリラ豪雨等も各地で発生しており、これを踏まえ本別町水防計画を基に、災害を最小限に食い止めるために各関係機関と連携を図り広域的な防災連携体制の確立を図る必要があります。

■基本方針

広域消防組織の発足に伴い、さらなる町民の期待と信頼に応えうる消防力の強化や、災害時の初動体制の強化に努め、消防庁舎、消防車両の更新、整備に努める一方、特に生命にかかわる救急・救助体制の充実強化を図り、応急手当の普及啓発はもちろん、*救急救命士の技術向上に努め高度救急を目指します。

防火・防災意識の高揚については、町民へのさらなる普及に努め、災害時要援護者、特に独居老人等に対する防火・防災対策の強化に努めます。

また、水防対策については各関係機関と連携のもと、体制の充実強化を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

消防、救急、水防体制 (1) 消防力の充実強化

の強化

- ① 消防車両の更新
 - ② 消防、救急機材等の更新、整備
 - ③ 消防水利の補修管理、整備
 - ④ 消防団員の確保及び技術向上
- (2) 救急救助体制の充実強化
- ① 応急手当の普及啓発
 - ② 救急救命士の増員、技術向上のための教育訓練
 - ③ 救急・救助資機材の整備
 - ④ *高規格救急車の更新
- (3) 防火、防災意識の高揚
- ① 予防査察の推進
 - ② 啓発活動の推進
 - ③ 災害時要援護者等に対する防火対策の強化
- (4) 水防体制の整備
- ① 水防工法訓練の実施
 - ② 水防資機材の購入

※ 広域消防組織＝平成 18 年6月に改正された「消防組織法」及び、7月に告示された消防の広域化に関する「基本指針」に基づき十勝管内を1つの組織とした「とちかち広域消防事務組合」が平成 28 年4月1日に発足。

※ 高機能指令センター＝通信指令業務の一元化で円滑な消防、救急活動が十勝全域で行うことができる。

※ 救急救命士＝救急救命士法に基づき、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急 救命処置を行うことを業とする者。

※ 高規格救急車＝この救急車は、救急救命士による高度な 処置が行える 資機材を積載。傷病者 収容部分 及び 収納庫を拡大し、救急患者に 走行時の振動を 与えないよう、緩衝装置のついた 防振架台等を 装備。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第3項 交通安全、防犯対策の推進

■現状と課題

経済の発展に伴った生活・経済圏の拡大や道路網の整備、自動車の保有台数の増加、高齢化の進展などにより交通事情も大きく変わり、依然として交通事故が絶えない状況にあります。特に高齢者が被害に遭う事故の多発や、交通事故の被害状況も悲惨さを増し、大きな社会問題となっています。

この現実を踏まえ、交通事故対策として、警察はもとより関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備を促進する必要があります。

安全な社会と平穏な生活の確保、秩序ある社会の発展は町民の願いです。本町での犯罪発生件数は少なく、比較的平穏な地域となっていますが、全国的に見ると、刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、凶悪な殺傷事件の発生が後を絶たないほか、特殊詐欺やサイバー犯罪、危険ドラッグに係る犯罪の発生等、予断を許さない状況となっています。また、検挙人数に占める再犯者の比率が上昇を続けており、再犯防止対策の重要性が高まっています。本別町交通安全推進委員会、本別町生活安全推進協議会、警察及び関係機関と連携を取りながら、犯罪や事故のない安心で安全な地域社会の実現を目指さなければなりません。

防犯灯(街路灯)については、夜間における犯罪の防止と町民の通行の安全をはかり、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため効果的な整備が必要です。

■基本方針

交通事故のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察関係機関や諸団体との連携と協力のもとに、交通安全教育や啓発活動などを行いながら、交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、町民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図ります。

犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察はもとより関係機関や町民との連携を強化し、防犯活動に努めるとともに、更生保護活動に協力します。

防犯灯(街路灯)については、*LED照明灯への整備が完了しましたが、さらに環境に配慮した安全で安心な暮らしの設備充実に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

交通安全、防犯対策の推進 (1)交通安全対策の推進

- ①交通安全教育機会の確保(特に高齢者)
- ②町民参加型啓発運動の充実
- ③交通安全知識の啓発強化
- ④道路標識などの整備
- ⑤歩行者に優しい歩道などの整備
- ⑥関係機関等との連携による交通安全施設の整備

(2)防犯対策及び更生保護活動の推進

- ①防犯啓発運動の実施
- ②環境にやさしい防犯灯(街路灯)の適正な整備
- ③更生保護活動・社会を明るくする運動の推進

※ LED＝導電することによって発光する半導体素子。電球や蛍光灯に比べて余分な熱を消費せず寿命も圧倒的に長いため、次世代の照明として期待されている。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第4項 治山、治水対策の推進

■現状と課題

本町は、四方を山に囲まれた自然豊かなまちである反面、崩壊や浸食を受けやすい山々が多いため、集中豪雨や長雨等による山地災害が発生しやすい状況にあります。加えて国産材の価格低迷により林業採算性が悪化するとともに、森林所有者の高齢化と不在村森林所有者の増加等により伐採跡地や適正な管理がされていない森林が増加傾向にある等、*治山対策を取り巻く状況は厳しいものがあります。

しかし、森林の持つ災害防止、水源のかん養、環境保全などの機能を強化することが、安全で安心に暮らせる生活基盤を確立する上で、欠かすことのできない重要な課題であることから、*保安林の指定、森林整備・管理や治山事業を関係機関と協議をしながら計画的かつ精力的に進める必要があります。また、本町の市街地を縦横断する利別川・本別川は、公園や各種スポーツなどのレクリエーションの場として広く利用されています。地域との連携活動及び協働を一層推進し、良好な河川環境の整備と保全のため、河道整備を進める必要があります。

さらに、本町の中小河川は、改修計画を持たない原始河川がほとんどであり、山が近く急流箇所も多い状況の中、周辺の山林の伐採などで流れ出た水が沢地や山林の崩壊にもつながっています。

河床洗掘による倒木も多く、原始河川としての形態が変わり、本来の自然防災機能が損なわれている現状です。大雨や融水時の水害を防止するためにも、国や北海道と連携しながら未改修の中小河川等の治水対策を進める必要があります。

なお、治山、治水対策の推進に当たっては、自然に配慮、調和した整備を進めて行かなければなりません。

■基本方針

森林の持つ災害防止、環境保全などの公益的機能の強化を図るため、計画的な治山事業を関係機関等と十分協議をしながら進めます。

無堤防区間を有する原始河川の自然災害に対する防災機能強化のため、現況河畔林の適切な保全と親水性や自然豊かな水辺空間の創出、川辺に生息する小動物に配慮した河川の保全に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 治山、治水対策の推進
- (1)町土の保全と安全な場づくり
 - ①地すべり、急傾斜地崩壊対策の推進
 - ②自然に配慮した治山事業の推進
 - ③自然及び防災に配慮した河川の維持

※ 治山=災害を防ぐために植林などをして山を整備すること。

※ 保安林=森林のもつ公益的機能をもっともよく発揮させるために、とくに必要な森林を森林法に基づき指定し、その森林の適切な保全と森林施業を確保する森林。